

農地転用届出書（4条）記載方法

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

平成21年12月 1日

(あて先) 千葉市農業委員会会長

届出者 **緑 太郎** 緑

次のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項第7号の規定により届け出ます。

1 届出者の氏名（名称及び代表者の氏名）、住所（主たる事務所の所在地）及び職業（業務の内容）

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	職業（業務の内容）
緑 太郎	千葉市若葉区花見川10丁目9番9号	農業

2 土地の所在、地番、地目及び面積並びに所有者及び耕作者の氏名・住所

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有者の氏名・住所
		登記簿	現況		耕作者の氏名・住所
千葉市 緑 区若葉町9丁目	999番9	畑	休耕	100	届出者と同じ 届出者と同じ
(仮換地 ○○街区○番○)				○○○㎡	
(一体利用地 若葉町9丁目)	○○番○	宅地		○○○㎡	
以下余白					
計	100	㎡ (田		㎡・畑	100 ㎡)

3 転用計画

転用の目的	工事着工時期	工事完了時期
宅地	平成21年12月3日	平成22年11月30日
建築物の名称及び構造	棟数	延床面積
一般個人住宅 木造2階建	1	99.46㎡
		取水及び排水施設
		水道、下水道

4 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要

フェンスブロックを設置し、被害が出ないようにします。

※ 受 理 通 知 書

千市（農）第4号の

届出者
千葉市農業委員会会長

農地法第4条第1項第7号の規定により提出のあった上記の届出書は、平成 年 月 日到達したので、届出書記載のとおりこれを受理し、同日にその効力が生じたので、農地法施行令第9条第2項の規定により通知する。

※内は記入しないでください。届出書持参者氏名 **稲毛 三郎** 電話番号 **043-245-5767**

差出人（届出者）欄は、自署又は記名押印してください。
個人の場合は認印で結構です。法人の場合は代表者印を押印してください。

氏名・住所や土地の所在・地番は、省略せずに住民票や登記簿等のとおり記載してください。
(株) → 株式会社
2 土地の所在、地番
2-2-1 → 2丁目2番1
住所・所在地
住居表示の場合
2-2-1 → 2丁目2番1号
地番表示の場合
2-2-1 → 2丁目2番地1

仮換地された土地を転用する場合は、従前地番に併せて、仮換地の符号、面積を記入してください。
一体利用地がある場合は、地番、地目面積を記入してください。
空欄の行がある場合は、末尾に「**以下余白**」と記入してください。

工事着工時期は受理通知の予定日以降にしてください。なお、次のような記載でも結構です。
・工事着工時期: 受理通知日の翌日
・工事完了時期: 工事着工後3か月

「転用目的」の記載例
・宅地 ・駐車場 ・資材置場
・公衆用道路 ・宅地の拡張

「建築物の用途」の記載例
・農家住宅
・一般個人住宅
・集団住宅
・店舗

周辺に農地がなく、被害防除を必要としない場合には、「周辺に農地なし」と記載してください。

提出部数は、届出書が2部、添付書類が1部です。

添付書類

<p>1 土地の登記事項証明書 全部事項証明の原本で、3か月以内に発行されたもの</p> <p><input type="checkbox"/> 土地の権利者の氏名(名称)、住所(所在地)が登記と異なる場合 ・戸籍の附票、住民票、法人の登記事項証明書など確認できる書面 ・登記名義人が死亡している場合は、相続関係が確認できる書面(相続関係図、戸籍・除籍事項証明書、遺産分割協議書等)</p> <p>2 土地の位置を示す地図 都市図や住宅地図などを利用し、届出地を色枠してください。</p> <p>3 委任状（代理人による申請の場合） 代理人による申請には、届出者からの委任が必要です。</p>	<p><input type="checkbox"/> 筆の一部を転用する場合 転用する区域を測量図で示して届出することは可能ですが、登記申請時の面積と一致しない場合、登記に支障をきたすことがありますので、法務局に確認してから届出してください。 ・公図（転用区域を色枠したもの） ・測量図 2部（転用区域を色枠したもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 区画整理事業の仮換地を転用する場合 ・仮換地証明 ・仮換地地図</p> <p><input type="checkbox"/> 賃貸借地の場合 ・農地法18条の許可書の写し</p>
--	---